

[事案 30-264] 新契約無効請求

・令和元年6月27日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

<事案の概要>

募集人から事実と異なる説明を受けたことを理由として、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年6月から7月にかけて契約した逡増定期保険3件について、以下の理由により、契約を無効として既払込保険料と解約返戻金の差額を支払ってほしい。

- (1) 契約に際して、募集人から、2年目まで保険料を支払って払済保険に変更すれば、解約返戻金額が既払込保険料を上回ると虚偽の説明を受けた。
- (2) 契約に際して、募集人から、2年目の保険料は1年目の2か月分であると虚偽の説明を受けた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、設計書を使用して説明したが、既払込保険料、解約返戻金額、返戻率（解約時受取額を既払込保険料で除した率）、参考返戻率（既払込保険料から軽減できた法人税額を差し引いた金額に対する解約時受取額の比率）などが表で記載されており、2年目で解約返戻金額が既払込保険料を上回るような記載はない。
- (2) 募集人は、申立人が主張するような虚偽の説明はしていない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の説明状況等を把握するため、申立人代表者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が、2年目で解約返戻金額が既払込保険料を上回り、2年目の保険料は1年目の2か月分であると虚偽の説明をしたとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。